

「次世代消防業務システム設計・導入業務委託」受託候補者特定に係る プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 「次世代消防業務システム設計・導入業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要・基本方針等
- （2）プロポーザルの手続き
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- （1）予定技術者の経験及び業務実施能力
- （2）業務実績
- （3）当該業務の実施方針
- （4）当該業務に関する具体的な提案
- （5）その他当該業務に必要な事項
- （6）開発又は運用をしている消防業務システムがあれば、機能概要と主要な導入先

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）業務実施体制及び企業実績
 - （2）予定技術者の能力・実績
 - （3）業務内容に対する理解度及び業務体制
 - （4）システムの機能要件
 - （5）システムの非機能要件
 - （6）消防局ネットワーク環境への対応
 - （7）プロジェクト管理
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 消防局予防部長

副委員長 消防局警防部長

委員 消防局総務部長、消防局総務部企画課長、消防局総務部総務課長、
消防局総務部消防団課長、消防局予防部予防課長、
消防局予防部保安課長、消防局予防部指導課長、消防局警防部警防課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を消防局入札参加資格審査・業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年5月9日から施行する。